



Title	イギリス特許法における不当な侵害訴訟の威圧規制
Author(s)	茶園, 成樹
Citation	阪大法学. 2024, 73(5), p. 1-14
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/93892">https://doi.org/10.18910/93892</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# イギリス特許法における 不当な侵害訴訟の威圧規制

茶園成樹

## 第1章 はじめに

特許権者が自己の権利を侵害すると思料する者に対して侵害訴訟を提起すると威圧したが、その後に侵害の不成立や権利の無効が判明する場合がある。イギリス特許法は、このような不当な侵害訴訟の威圧 (unjustified threats of infringement proceedings)<sup>(1)</sup> に対する救済について詳しい規定を設けている。ある判決は、不当な侵害訴訟の威圧規制の趣旨を、「侵害訴訟の威圧が、それによって損害と懸念が引き起こされ得るため、無頓着あるいは無謀に行われないことを確保する」ことと述べている。<sup>(2)</sup>

我が国においては、このような威圧は、主として不正競争防止法2条1項21号の不正競争として規制されることになる。そのため、イギリス法と我が国法では、規制の在り方が大きく異なるのであるが、イギリス法が定める詳細な内容を知ることは我が国法の規制に関する認識を深めることに役立つと思われる。

そこで、本稿では、2017年知的財産（不当な威圧）法（Intellectual Property (Unjustified Threats) Act）により大きな改正が行われた、イギリス特許法における不当な侵害訴訟の威圧規制について考察することとする。<sup>(3)</sup>

## 第2章 不当な侵害訴訟の威圧規制の歴史

イギリスにおいて不当な侵害訴訟の威圧規制が最初に設けられたのは、1883年特許・意匠法であった。Laddie裁判官は、「これは、特許権者が、競争者に対して侵害訴訟を提起する気なしに、提起すると威圧することが常態化していると認識されていたことへの対応であった」として、次のように説明した。「特許侵害訴訟が大変費用がかかり、複雑なものと思われたことから、そのような威圧によって、競争者を市場から追い出すことができた。そのため、自己の主張に十分な根拠を持たない非良心的な特許権者は、提訴の意思がなくても、威圧しようとした」。<sup>(4)</sup>このような威圧が問題となった1881年のHalsey事件において、裁判所は、ある者に属する財産や権利について虚偽の陳述を行うことによりその者に損害を及ぼす不法行為である権利誹謗（slander of title）<sup>(5)</sup>が行為者の害意を要件とすることに基づいて、被告の行う侵害主張が虚偽であり、原告に損害を及ぼす場合であっても、「害意がない限り、法が、社会の利益のために、侵害がそれに相応する救済なしに行われることを許容する場合の1つである」と述べた。<sup>(6)</sup>

この考え方を覆すために、1883年特許・意匠法32条は、不当な特許侵害訴訟の威圧によって損害を被る者に対する救済を定めた。同条により、侵害訴訟の威圧を行う特許権者に対して、侵害が成立しない場合には、威圧を行う者が相当の注意をもって侵害訴訟を提起し遂行しない限り、威圧に対する差止め・損害賠償を請求することができた。

現行特許法は1977年に制定されたものであり、その70条に、特許侵害訴訟の威圧により損害を被る者は、威圧が不当である旨の宣言、威圧の差止め又は威圧により生じた損害の賠償を求めて訴訟を提起することができる旨が規定された（同条1項・3項）。ただし、被告が侵害が存在することを立証した場合（2項）、侵害として主張されるのが譲渡（disposal）のための製品の生産・輸入又は方法の使用である場合は例外であり（4項）、また、単に特許の存在を通知することは訴訟の威圧とはならないとされた（5項）。同様の規定が、

## イギリス特許法における不当な侵害訴訟の威圧規制

商標権に関して1994年商標法21条、登録意匠権に関して1949年登録意匠法26条、デザイン権に関して1988年著作権・意匠・特許法253条等に設けられた。

その後、特許法における不当な侵害訴訟の威圧規制は、2004年に改正された。改正に至る議論においては、次の2つの問題が検討された。第1点は、イギリスでは民事司法制度に関するウルフ卿の報告書に基づいて同制度の改革が行われ、1999年から民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules) <sup>(7)</sup> が施行されたが、不当な侵害訴訟の威圧規制は、この改革に反して、提訴前に当事者が交渉することを抑制し、効率的な紛争解決を困難にしているのではないかという問題である。第2点は、特許法70条4項に関わる問題である。同項は、前述したように、侵害として主張されるのが譲渡のための製品の生産・輸入等である場合は威圧に係る訴訟提起の例外である旨を規定しているが、これは、侵害として問題となる行為を、第1次行為 (primary act) と呼ばれる、製品の生産や輸入と、第2次行為 (secondary act) と呼ばれる、製品の販売や広告に分け、第1次行為が問題となる場合には提訴できないとしたものであった。しかしながら、侵害者と思われる者が両方の行為を行うことが多く、製造業者がその生産した製品を販売する場合について、1996年のCavity Trays事件判決は、4項が対象とする製品の生産や輸入以外の行為が問題となる場合には提訴することができるとした。<sup>(8)</sup>

2004年改正により、まず、真摯に紛争解決を目指す特許権者が侵害者と思われる者と交渉することを容易にするために、被告が威圧を行った際に特許が無効であることを知らず、そのことを疑うべき理由がない場合には、救済は認められないとした (70条2A項(b))<sup>(9)</sup>。また、威圧に係る訴訟提起の例外に、被告が特許に関する事実情報を提供し、第1次行為による侵害が行われたか否かや、誰によって行われたかを発見するためだけに照会すること等 (70条5項) <sup>(10)</sup> が加えられ、さらに、被告が、成功しなかったが、第1次行為を行う者である第1次行為者 (primary actor) を発見するのに最良の努力 (best endeavours) を行い、威圧の前又は威圧の際にその努力を知らせたこと (70条6項) が抗弁になるとされた。そして、Cavity Trays事件判決によって鮮明になった問題に対処するために、70条4項の例外が、製品の生産・輸入等だけでなく、製品の

## 論 説

生産・輸入等を行う者により当該製品等に関して行われる他の行為も含まれるように拡大された。なお、このような特許法において行われた改正は、商標法や登録意匠法等のその他の法律では行われなかつた。

その後も、不当な侵害訴訟の威圧規制は、民事訴訟規則の精神と不適合であること等の問題が指摘された。<sup>(11)</sup>ビジネス・イノベーション・スキル省及び知的財産庁の諮問を受けた、Law Commission は、2012年から同規制の審議を行い、<sup>(12)</sup>2014年に報告書を作成し、改正勧告を行つた。政府は Law Commission の勧告を受け入れ、Law Commission に法案の作成を依頼した。そして、2017年知的財産（不当な威圧）法 (Intellectual Property (Unjustified Threats) Act) が制定され、特許法、商標法、登録意匠法、著作権・意匠・特許法等の改正が行われた。これにより、これらの法律には同様の規制内容が定められることとなつた。なお、著作権やパッシング・オフ、信頼違背 (breach of confidence) に関しては、威圧規制は定められていない。著作権等の場合の救済は、権利誹謗等の法理に依拠することとなる。<sup>(13)</sup>

現行の特許法70A 条1項は、「第2項から第5項までの規定に従うことを条件として、いずれかの者により行われる侵害訴訟の威圧について、威圧によって損害を被る者によって訴訟を提起することができる」と規定し、また、70C 条1項は、「訴訟を提起することのできる威圧に係る訴訟は、威圧をした者に對して、以下に掲げるものを求めて提起することができる。(a)威圧が不当である旨の宣言、(b)威圧の継続に対する差止命令、(c)威圧を理由として被害者が被つた損害の賠償」と規定している。以下では、「侵害訴訟の威圧」、「威圧に係る訴訟を提起できる者」、「訴訟を提起できる威圧」及び「抗弁」について考察する。

### 第3章 侵害訴訟の威圧

特許法70条1項は、「告知 (communication) は、受け手の立場にある合理人が、その告知から、以下のことを理解することになる場合は、『侵害訴訟の威圧』を含む」、(a)特許が存在すること、及び(b)ある者が、連合王国において

## イギリス特許法における不当な侵害訴訟の威圧規制

実行された行為（又は実行されるとすれば、連合王国において実行されるであろう行為）による特許侵害について他人に対し訴訟（連合王国の裁判所においてか他の場所の裁判所においてであるかを問わず）を提起しようとしていること、と規定している。この規定は、2017年改正前には存在せず、それまでの判例法を具体化したものである。

威圧は、明示的なものでなければならぬわけではなく、黙示的なものであってもよいと解されている。<sup>(14)</sup> ある商標権に関する裁判例では、「『威圧』という文言は、合理人にとって、ある者が商標権を有しており、それを他の者に行使しようとすると仄めかすことを含む。威圧が隠されているかや、条件付きであるか、将来のことであるかは問題とならない。威圧が威圧を受けた者からの照会に対応して行われたかも問題とならない」と述べた。<sup>(15)</sup>

威圧は、誰かに向けられたものでなければならぬ。一般的な警告は責任を免れ得る。なぜなら、一般的に侵害者に侵害しないように警告することは許容されるからである。<sup>(16)</sup> もっとも、一般的な警告といつても、侵害者と思料される者が特定できるように記述されている場合は許容されない。<sup>(17)</sup>

侵害訴訟の威圧かどうかが争われた近時の裁判例である、Quads 4 Kids 事件<sup>(18)</sup>は、インターネットショッピングサイトを運営する eBay の VeRO (Verified Rights Owner) プログラムに関する。このプログラムでは、知的財産権の権利者がその権利を侵害すると思料する製品についてオンライン・フォームに記載して eBay に申告すると、eBay はその製品を削除し、そのことを売主に通知する。この事件では、被告が eBay に申告したことが威圧に当たるかどうかが問題となり、裁判所は、困難な問題ではあるが、原告側代理人の、このプログラムによって eBay は制度的に訴訟を避けることができ、そのことは威圧への対応であるとの主張が真剣に審理されるべきものであるとの結論に達したとして、差止め命令を発した。同じく eBay の VeRO プログラムに関する、Cassie Creations 事件<sup>(19)</sup>では、申告が威圧に当たるとの見解は説得的であるとされつつも、summary judgement (正式事実審理を経ずになされる判決) は認められなかった。これに対して、Shenzhen Carku Technology 事件では、Amazon UK の IPR 手続における申告が問題となった事案において、裁判所

## 論 説

は、申告をした被告は Amazon を訴えることを考えていないとしても、Amazon はそのことを知らないと述べて、侵害訴訟の威圧であることを肯定した。

ところで、70A 条 1 項が「いざれかの者 (any person) により行われる侵害訴訟の威圧」と規定しているように、威圧を行う者は特許権者でなくてもよい。例えば、特許権の排他的ライセンシーや特許権者の法的アドバイザーである。法的アドバイザーのような職業的アドバイザー (professional adviser) が威圧を行う場合については、70D 条に一定の免責が定められている。

### 第 4 章 威圧に係る訴訟を提起できる者

侵害訴訟の威圧に係る訴訟を提起することができるは、「威圧によって損害を被る者 (person aggrieved by the threat)」である。

「損害を被る者」は、威圧の相手方に限られない。威圧の相手方でなくとも、間接的に悪影響を受ける者も訴訟を提起できる場合があり、製造業者が自己の顧客に対して行われた威圧によって損害を被る場合、威圧に係る訴訟を提起することができる。<sup>(22)</sup>

「損害を被る者」となるのに、現実的損害 (actual damage) を立証する必要はない。ある判決は、現実的損害が訴訟提起の必要条件であるなら、「この規定の実際上の価値の多くは損なわれることになろう。たいていの場合、70条は威圧が行われると直ちに持ち出される。原告は、威圧がその商業的利益を将来において害することのないように、暫定的救済を申し立てる。営業者が新しい事業を立ち上げようとする時に、その顧客やパートナーとなりそうな者に対して競争者が特許訴訟の威圧を行う場合、当該事業が壊滅したり、その成長が著しく遅れることがあるが、威圧が初期に行われるために、特定の金銭的損失を証明することは無理であろう。それは余りに推論的なものである。威圧規制はこの種の事件にも対応できることが必要である」と述べた。<sup>(23)</sup> そして、必要なのは、「商業的利益が、空想的あるいは僅少な態様ではなく、現実的な態様で損なわれるかそのおそれがあることの立証」であるとした。<sup>(24)</sup>

## 第5章 訴訟を提起できる威圧

70A条1項では、侵害訴訟の威圧について、威圧によって損害を被る者によって訴訟を提起することができるが、第2項～第5項に従うことが条件とされている。第2項～第5項では、訴訟を提起することができない威圧について定められている。そのような威圧とは、第1に、第1次行為・第1次行為者に対する威圧であり、第2に、許容告知（permitted communication）に含まれる威圧である。

### 第1節 第1次行為・第1次行為者に対する威圧の例外

70A条2項は、「侵害訴訟の威圧について、侵害が以下の行為から成ると主張されるときは、訴訟を提起することができない。(a)物の発明の場合、譲渡のために物を生産し又は譲渡のために物を輸入する行為、又は(b)方法の発明の場合、方法を使用する行為」と規定している。これは、製品の生産・輸入等の第1次行為が問題となる場合について提訴できないとした改正前70条4項(a)を引き継ぐものである。2017年改正は、さらに、第1次行為が未だ実行されていないが、意図されている場合にも提訴できないとの規定を加えた。<sup>(25)</sup>

前述したように、2004年改正は、第1次行為者がその生産した製品の販売や広告をした場合も提訴できないとの規定（改正前70条4項(b)）を設けた。2017年改正はこれを引き継ぎ、70A条4項に、侵害訴訟の威圧について、その威圧が、(a)第1次行為を行い又は行うことを意図する者に対して行われ、かつ、(b)当該行為に係る「物又は方法に関するその他の行為から成ると主張される侵害に対する訴訟の威圧である」場合、訴訟を提起することができないと規定された。したがって、第1次行為者に対して行われる威圧は、その者が行う第1次行為のみならず、当該行為に係る物・方法に関するその他の行為を対象とするものであっても、不当な侵害訴訟の威圧規制に服さないことになる。これにより、特許権者は、第1次行為者と、威圧規制を心配することなく交渉することができる。

## 論 説

### 第2節 許容告知に含まれる威圧の例外

第2次行為を行う第2次行為者に対する威圧について、2017年改正前70条5項は、単に、(a)特許に関する事実情報を提供し、(b)第1次行為による侵害が行われたか否かや誰によって行われたかを発見するためだけに他者に照会し、又は(c)そのように行われる照会のために特許に関する主張をする場合は、侵害訴訟の威圧を行うものではない旨を規定していた。これに対して、Law Commissionの報告書は、第2次行為者との交渉におけるより明確なセーフ・ハーバーを設けるべきと勧告した。<sup>(26)</sup>この勧告に基づき、許容告知に含まれる威圧の例外が定められた。

70A条5項は、「侵害訴訟の威圧であって、明示的 (express) でないものについて、それが許容告知に含まれるときは、訴訟を提起することができない」と規定する。侵害訴訟の威圧を含む告知が「許容告知」となるのは、「(a)告知が、威圧に関する情報を含む限りにおいて、許容目的 (permitted purpose) のために行われ」、「(b)威圧に関する情報のすべてが、(i)当該目的のために必要であり (必要な情報の若干の例については、第5項a号からc号までの規定を参照)、(ii)告知を行う者が真実であると合理的に信じる情報である」場合である (70B条1項)。

70B条2項は、「許容目的」の例として、(a)特許が存在する旨を通知すること、(b)第1次行為による侵害が行われたか否か又は誰によって行われたかを発見すること、(c)特許における又は特許に基づく権利について、他人が知っていることが特許に関して提起することができる訴訟に関連する場合に、ある者が当該権利を有する旨を通知すること、を挙げている。さらに、同条3項では、裁判所は、例示された目的の性質を考慮して、「正義に適うと思料するときは、その他の目的を『許容目的』として取り扱うことができる」と規定された。他方、同条4項は、「許容目的」とみなされないものとして、(a)ある者に、物又は方法に関するいずれかの行為を商業目的で行うことを停止するよう請求すること、(b)ある者に、物を引き渡し又は廃棄するよう請求すること、(c)ある者に、物又は方法に関する約束をするよう請求すること、を挙げている。

## 第6章 抗弁

### 第1節 正当性抗弁

70C条3項は、正当性抗弁を定めるもので、威圧に係わる行為が侵害となる（又は実行されると侵害となるであろう）ことを証明することは、威圧を行った者の抗弁となると規定している。2017年改正前70条2A項(a)は、威圧に係わる行為が侵害となる場合でも、原告は、特許が無効であることを証明すれば、救済を受けることができる旨を定めていた。現行法には特許無効に関する定めはないが、特許が無効である場合には、無効な権利を侵害することはできないことから、正当性抗弁は認められないと解されている。<sup>(28)</sup>

なお、2004年改正により、被告が威圧を行った際に特許が無効であることを知らず、そのことを疑うべき理由がない場合には救済は認めないとする規定（70条2A項(b)）が設けられたが、Law Commissionは、この抗弁が権利が無効であることのリスクを威圧によって損害を被る原告に負わせることや、権利が無効であると証明したにも関わらず原告に対してすべての救済を否定すること等の問題点を指摘し、廃止を勧告した。これを受け、2017年改正法はこの抗弁を規定しなかった。

### 第2節 第1次行為者不明の場合の抗弁

70C条4項は、威圧を行った者が、(a)合理的な手段（reasonable steps）を講じたにも関わらず、第1次行為を行った者を特定しておらず、(b)講じられた手段について、威圧の前又は威圧の際に、受け手に知らせたことを証明することは抗弁であると定めている。第1次行為者を見つけることができない場合、権利者は、侵害によって引き起こされる損害を防止するためには、第2次行為者に対して威圧するしかない。そこで、威圧を行った者が第1次行為者を発見する合理的手段を講じたことを抗弁と定めているのである。<sup>(29)</sup>

2017年改正前70条6項は類似の内容を規定していたが、権利者が第1次行為者を発見するための「最良の努力」を行ったことを求めていた。これに対して、

## 論 説

Law Commission はそれが厳しすぎると批判し、「合理的な努力」とすることを勧告し、改正法は「合理的な手段」を講じたことを要件とした。<sup>(31)</sup>

### 第7章 おわりに

我が国不正競争防止法2条1項21号（以下「21号」という）は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」と規定している。これと比べて、イギリス特許法70A条1項は、「虚偽の事実」を要件としていないが、70C条3項において正当性抗弁が定められている。したがって、抗弁という形によるものではあるが、救済が認められるのは、侵害が成立しない場合に限られ、我が国法と同様となる。

また、21号では、告知・流布される事実が「営業上の信用を害する」ものでなければならぬが、この要件は、裁判例では、知的財産権の侵害警告に根拠がなく、よって虚偽であることから直ちにその充足が認められている。ただし、信用という外部的評価が害されることが必要とされているため、侵害警告は被警告者自身にとっては21号の不正競争とはならない。よって、侵害品と主張される製品の製造業者は、その取引先が警告を受けた場合には、21号の不正競争に当たるとして救済を受けることができる場合があるが、自らが受けた警告については同号に基づく救済を受けることはできない。

イギリス特許法においても、第1次行為者に対する威圧の例外が定められているため、製造業者は自らに対して行われた威圧について訴訟を提起することができない。もっとも、イギリス法では、第2次行為者であれば、自らに対して行われた威圧であっても、訴訟を提起することができる。これに対して、我が国法では、この場合も21号の不正競争とはならないという違いがある。

より注目すべき我が国法との違いは、イギリス法が、威圧が許容告知に含まれる場合を訴訟を提起できる威圧の例外としていることと、第1次行為者が不明の場合の抗弁を定めていることである。これらも、主としてイギリス法における第1次行為者と第2次行為者の区別によるが、権利者は第1次行為者との間で紛争解決のための交渉を安心して行うことができ、そのことを重視すべき

との考え方に基づくものと思われる。つまり、権利者は、第2次行為者に対しても、侵害訴訟の威圧を含む告知（威圧が明示的でないことを条件とする）を、第1次行為者が誰であるかの発見等を目的としたものであれば、訴訟を引き起こすリスクを負うことなく行うことができ、また、第1次行為者を特定するための合理的な手段を講じたのであれば、それが成功しなくとも、侵害訴訟の威圧を行うことが許容される。

この点に関して、我が国法では、前述したように、侵害品と主張される製品の製造業者は自らが受けた警告に対して、21号が適用されないため、民法709条による救済を求める事となる。そして、この場合の不法行為の成立は、手段や態様が悪質である等特別な事情が存在する場合にのみ認められると解されている。<sup>(32)</sup> しかしながら、不法行為が例外的な場合にしか成立しないとされているのは、警告を受けた製造業者がその事業を継続するか中止するかは自己責任によって決定するものと考えられていることによると思われる。我が国において、許容告知に含まれる威圧の例外や第1次行為者不明の場合の抗弁のような類の制度は存在せず、これらに関する議論自体行われたことはなかったようであるが、それは、イギリスとは異なり、権利者と第1次行為者との交渉を促進すべきとの考え方があまり受け入れられていないためであろう。

最後に、制度上の問題ではないが、eBay の VeRO プログラム等における侵害申告が侵害訴訟の威圧かどうかが争われた裁判例を紹介した。我が国の裁判例にも、アマゾンが運営するインターネットショッピングサイトにおいて販売されている商品等の侵害申告が21号の不正競争であることを認めたものがある。<sup>(33)</sup> このような侵害申告に関する事件は今後増加することが予想され、その検討のためにも、イギリス法の議論は注視すべきであろう。

- (1) 以前は、「理由のない侵害訴訟の威圧（groundless threats of infringement proceedings）」と呼ばれるのが一般的であった。
- (2) Prince plc v Prince Sports Group Inc, [1998] FSR 21, 33.
- (3) 我が国における先行研究として、土肥一史「営業誹謗行為としての権利侵害警告」日本工業所有権法学会年報5号（1982年）67～72頁、土肥一史「英国における取引先に対する権利侵害警告」日本弁理士会中央知的財産研究所編『不正競争

## 論 説

防止法研究—『権利侵害警告』と『営業秘密の保護』について—（レクシスネクシス・ジャパン、2007年）230頁。

- (4) Reckitt Benkiser UK v Home Pairfum Ltd, [2004] FSR 37, para. 10.
- (5) Law Commission, Patents, trade mark and design litigation: groundless threats; Background Papers 1 & 2: The common law torts and other remedies (2013) 1-5.
- (6) Halsey v Brotherhood, (1881-82) 19 Ch D 386, 389.
- (7) 我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』（東京都立大学出版会、2003年）第1章・第3章参照。
- (8) Cavity Trays Ltd v RMC Panel Products Ltd, [1996] RPC 361.
- (9) Salmon & Minogue, You and whose Army?: Problems with Threats Provisions and the Patents Act 2004, [2005] EIPR 294; Roberts, Threats: The Next Generation, [2005] EIPR 334; Nettleton & Cordery, Walking the groundless threats minefield, [2005] JIPLP 51; Brack, Patent Infringement Warnings in a Common Law versus a Civil Law Jurisdiction – An Actionable Threat?, IIC 2006, 13-15.
- (10) 同項に関する裁判例として、FNM Corporation Ltd v Drammock International Ltd and LEC (L'pool) Ltd, [2009] EWHC 1294 (Pat), paras. 225-231; Icescape Ltd v Ice-World International BV, [2019] FSR 5, paras. 81-89.
- (11) Reckitt Benckiser UK v Home Pairfum Ltd, [2004] FSR 37 para. 17は、「民事訴訟規則の賢明な『まず交渉する』という政策と法規定により促される『まず訴える』という政策との間に明白な緊張がある」と述べた。Davies & Scourfield, Threats: Is the Current Regime Still Justified?, [2007] EIPR 259, 261も参照。
- (12) Law Commission, Patents, Trade Marks and Design Rights: Groundless Threats (Law Com No 346) (2014) (以下「2014年 Law Commission 報告書」という)。また、Law Commissionは、2015年に2つの改正勧告を含む報告書を公表した。Law Commission, Patents, Trade Marks and Designs: Unjustified Threats (Law Com No 360) (2015) (以下「2015年 Law Commission 報告書」という)。
- (13) Bently, Sherman, Gangjee & Johnson, Intellectual Property Law (6th ed. 2022) 1335~1336. 非侵害の宣言を請求することは認められている。Point Solutions Ltd v Focus Business Solutions Ltd, [2006] FSR 31.
- (14) Bowden Controls Ltd v Acco Cable Controls Ltd, [1990] RPC 427, 431; Scandecor Development AB v Scandecor Marketing AB, [1999] FSR 26, 47.
- (15) L'Oreal (UK) Ltd v Johnson & Johnson, [2000] FSR 686 para. 12. Best Buy Co Inc v Worldwide Sales Corporation España SL, [2011] FSR 30 para. 21は、この

- 判決を支持。
- (16) Challender v Royle, (1887) 36 Ch. D. 425, 441.
  - (17) Alpi Pietro e Figlio & C v John Wright & Sons (Veneers) Ltd, [1971] FSR 510, 518.
  - (18) Quads 4 Kids v Colin Campbell, [2006] EWHC 2482 (CD).
  - (19) Cassie Creations Ltd v Simon Blackmore, [2014] EWHC 2941 (CH).
  - (20) T & A Textiles and Hosiery Ltd v Hala Textile UK Ltd, [2015] EWHC 2888 (IPEC) も参照。
  - (21) Shenzhen Carku Technology Co, Ltd v The Noco Co, [2022] EWHC 2034 (Pat).
  - (22) Bowden Controls Ltd v Acco Cable Controls Ltd, [1990] RPC 427; Dimplex (UK) Ltd v De'Longhi Ltd, [1996] FSR 622 参照。
  - (23) Brain v Ingledew Brown Bennison and Garrett (No 3), [1997] FSR 511, 518-519.
  - (24) Ibid, at 520. Global Flood Defence Systems Ltd v Johann Van Den Noort Beheer BV, [2016] FSR 37, para. 34 (「70条は、訴訟を提起するのに現実的損害の立証を必要としない厳格責任の不法行為を形成している」) も参照。
  - (25) 70A 条 3 項は、「侵害訴訟の威圧について、侵害が、実行されるとすれば、第 2 項(a)又は(b)に定める種類の侵害となるであろう行為から成ると主張されるときは、訴訟を提起することができない」と規定している。
  - (26) 2014年 Law Commission 報告書・前掲注12) paras. 6.25-6.27.
  - (27) 70B 条 5 項は、「以下に掲げる情報のいずれかが許容目的のために行われる告知に含まれるときは、それは『当該目的のために必要な』(第 1 項 b 号(i)参照) 情報である。(a)特許が存在し効力を有する又は特許出願がなされている旨の陳述、(b)特許又は特許における若しくは特許に基づく権利の詳細であって、(i)すべての重要な点において正確であり、かつ、(ii)いずれの重要な点においても誤認を与えるものでないもの、及び、(c)特許を侵害する行為がなされたと主張される物又は方法の特定を可能にする情報」と規定している。
  - (28) 2015年 Law Commission 報告書・前掲注12) para. 4.45; Brown, Kheria, Cornwell & Iljadica, *Contemporary Intellectual Property: Law and Policy* (5th ed. 2019) para. 21.25; Cole & Davis (eds.), *CIPA Guide to the Patents Acts* (9th ed. 2020) para. 70.07.
  - (29) 2014年 Law Commission 報告書・前掲注12) paras. 6.135-6.141.
  - (30) 2015年 Law Commission 報告書・前掲注12) para. 4.48.
  - (31) 2014年 Law Commission 報告書・前掲注12) para. 6.134.
  - (32) 名古屋地判昭和59年2月27日無体集16巻1号91頁〔ウォーキングビーム事件〕、

## 論 説

名古屋地判昭和59年8月31日無体集16巻2号568頁〔マグネット式筆入れ事件〕、  
広島地福山支判平成7年1月18日（平成4年（ワ）第191号・平成5年（ワ）第240号）〔編手袋事件〕。

(33) 東京地判令和2年7月10日（平成30年（ワ）第22428号）〔COMAX事件〕、大  
阪地判令和5年5月11日（令和3年（ワ）第11472号）〔韓国芸能人写真集事件〕。